第十一条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第百一号中「許可、」を「許可、認定高度保安実施ガス小売事業者の認定、」に、「変更の許可又は」を「変更の許可、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者若しくは認定高度保安実施ガス製造事業者の認定又は」に改め、同号(六)中「(六)に」を「(十)に」に改め、同号(六)を同号(十)とし、同号(五)を同号(九)とし、同号(四)を同号(五)とし、同号(五)の次に次のように加える。

(六)　ガス事業法第七十一条の二（認定）の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
(七)　ガス事業法第八十四条の二（認定）の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
(八)　ガス事業法第百四条の二（認定）の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円

別表第一第百一号(三)の次に次のように加える。

(四)　ガス事業法第三十四条の二（認定）の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円

別表第一第百二号中「若しくは認定保安検査実施者」を「、認定保安検査実施者若しくは認定高度保安実施者」に改め、同号(七)を同号(八)とし、同号(三)から(六)までを同号(四)から(七)までとし、同号(二)の次に次のように加える。

(三)　高圧ガス保安法第三十九条の十三（認定）の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円

別表第一第百四号中「特定供給の許可」の下に「、認定高度保安実施設置者の認定」を加え、同号(十五)を同号(十六)とし、同号(十)から(十五)までを同号(十一)から(十五)までとし、同号(九)の次に次のように加える。

(十)　電気事業法第五十五条の三（認定）の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円

第十二条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第百二号中「認定完成検査実施者、認定保安検査実施者若しくは」を削り、同号(一)及び(二)を削り、同号(三)中「第三十九条の十三」を「（昭和二十六年法律第二百四号）第三十九条の二」に改め、同号(三)を同号(一)とし、同号(四)を同号(二)とし、同号(五)から(八)までを同号(三)から(六)までとする。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　附則第二条第一項又は第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる認定に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第十四条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十七条の六第一項ただし書中「第三十五条第一項第一号」を「第三十五条第一項ただし書」に改める。

第九十四条中「第三条第一項第八号」を「第三条第一項第九号」に改める。

（電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

第十五条　電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第五項及び第十九条第一項中「一般用電気工作物」を「一般用電気工作物等」に改める。

（石油コンビナート等災害防止法の一部改正）

第十六条　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第三項」の下に「並びに第三十九条の二十二第一項」を加える。

第九条第三項中「第三十九条の二十二第一項」を「第三十九条の十一第一項」に改める。

（安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　石油コンビナート等災害防止法の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第三十九条の二十二第一項」を「第三十九条の十一第一項」に改める。

（安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条　第六条のうち電気事業法第三十八条第三項第五号の改正規定中「第三十八条第三項第五号」を「第三十八条第四項第五号」に改める。

附則第十一条中「第三十八条第三項」を「第三十八条第四項」に改める。

（政令への委任）

第十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　萩生田光一
環境大臣　山口　壯
内閣総理大臣　岸田　文雄

こども家庭庁設置法をここに公布する。

御名　御璽

令和四年六月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第七十五号

こども家庭庁設置法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　こども家庭庁の設置並びに任務及び所掌事務等
　第一節　こども家庭庁の設置（第二条）
　第二節　こども家庭庁の任務及び所掌事務等（第三条―第五条）
第三章　こども家庭庁に置かれる機関
　第一節　審議会等（第六条・第七条）
　第二節　特別の機関（第八条）
第四章　雑則（第九条）
附則